

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から50年3月まで

国民年金のことは妻に全て任せており、当時、集金人が自宅に来ていたのは覚えている。妻は、国民年金保険料を私の分と一緒に納付していたと言っているため、国民年金に加入したのは、婚姻（昭和43年5月）後だと思う。妻によれば、集金人が自宅に定期的に来て年金手帳に長方形の印紙を貼り、その上に印鑑のようなものを押していた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻（昭和43年5月）後の国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付していたとする妻の納付記録を見ると、同年3月から60歳到達の前月までの期間及び任意加入被保険者として平成19年4月から20年3月までの期間の保険料は全て納付済みとされていることから、妻の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和51年1月頃にA市B区役所で行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って20歳到達時である38年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、48年10月から50年3月までの保険料は過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人の納付記録を見ると、申立期間直後の昭和50年4月から51

年3月までの保険料が過年度納付されていることが確認できることから、前述のとおり、申立期間のうち、過年度納付することが可能であった48年10月から50年3月までの保険料についても、保険料の納付意識が高かった妻が納付したと考えることも不自然ではない。

一方、前述の国民年金加入手続時期を基準とすると、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、妻が申立人の分を含め夫婦二人分の保険料を集金人に納付することはできなかったものと考えられる上、申立期間のうち、昭和43年5月から48年9月までの期間については、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間のうち、昭和43年5月から48年9月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成24年6月26日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、あっせんの根拠となる法律の適用関係について厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、申立期間のうち、21年11月から22年1月までの標準報酬月額に係る厚生年金保険法第75条本文の規定に基づく標準報酬月額(32万円)の記録を取り消し、同法の規定に基づき、当該期間に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月から22年1月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。

給料支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成21年11月から22年1月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたこと、及び事業主は、当該期間における保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、24年6月26日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

ところで、本件を含む厚生年金事案であって申立期間に厚生年金保険料の徴収権の消滅時効成立前の期間を含む所定の事案に関する厚生年金保険法と厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)の適用について、厚生労働省から、特例的に、当該事案の申立日において既に厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間については、特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という見解が示され、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法

律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

しかしながら、前回なされたあっせんについては、その審議において、厚生労働省の見解に基づく上述の厚生年金保険法と特例法の適用を前提とした標準報酬月額を検証が行われていなかったことが確認された。

このため、改めて厚生労働省の見解に基づき厚生年金保険法と特例法の適用について、当該事案を再審議した結果、申立期間のうち、平成21年11月から22年1月までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

したがって、当該期間については、平成24年3月6日付けで事業主から日本年金機構へ提出された厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に基づき、同年3月7日付けで標準報酬月額の改定が行われている（当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するとして、年金額の計算の基礎となっていない。）が、申立人から提出された給料支払明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月までは標準報酬月額32万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていることが確認できることから、前回なされたあっせんによらず、厚生年金保険法に基づき、当該期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

愛知厚生年金 事案 7414

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和55年3月から同年8月までを13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月から59年4月まで
申立期間の標準報酬月額に不満がある。被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和55年4月から同年6月までの期間については、申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立期間のうち、昭和55年3月、同年7月及び同年8月については、申立人は、給与支払明細書等の給与額及び保険料控除額を確認できる資料を所持していないものの、当該期間とその直後又は前後の期間の保険料控除額が同額であることから、当該期間についても、前後の期間の給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと考えられる。

したがって、申立期間のうち、昭和55年3月から同年8月までの期間の標

準報酬月額については、上記給与支払明細書において確認又は推認できる保険料控除額から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和55年9月、56年6月及び57年6月については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和55年10月から57年5月までの期間（56年6月を除く。）について申立人は、前述のとおり、給与支払明細書等の給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料を所持していないところ、当該期間とその前後の期間の保険料控除額が同額であることから、当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額についても、オンライン記録の標準報酬月額を超えないものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和57年7月から59年4月までの期間については、申立人は、給与支払明細書等の給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料を所持しておらず、A社は、当時の資料が無く不明と回答しており、当該期間における申立人の給与支給額及び保険料控除額について確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の標準報酬月額に、遡って訂正された形跡はうかがえない。

加えて、申立人と同時期にA社において被保険者資格を取得した複数の同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と比べて、その額及び推移に特段の差異は認められないことから、申立人の標準報酬月額のみが不自然とされる状況はうかがえない。

このほか、申立期間のうち、昭和55年9月から59年4月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間①のうち、平成15年7月から17年8月までは41万円、同年9月から20年8月までは38万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成20年9月及び同年10月について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の15万円とされているが、申立人は、当該期間において36万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑥までについて、申立人の標準賞与額の記事については、申立期間②は5万円、申立期間③は20万円、申立期間④は24万4,000円、申立期間⑤は27万円、申立期間⑥は27万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月から20年10月まで
② 平成15年11月28日
③ 平成16年6月28日
④ 平成16年11月29日
⑤ 平成17年6月29日

⑥ 平成 17 年 11 月 29 日

ねんきん定期便によると、A社で勤務していた時の標準報酬月額が15万円と記録されているが、もっと高額な給与を支給されていた。給与明細書を提出するので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

また、賞与については、厚生年金保険の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成15年8月から同年12月までの期間、16年2月から同年7月までの期間、同年10月から19年10月までの期間及び同年12月から20年8月までの期間について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

申立期間①のうち、平成20年9月及び同年10月については、オンライン記録によれば、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、15万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の23年1月に15万円から44万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（44万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15万円）となっているが、上記の給与明細書等により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年8月から同年12月まで、16年2月から同年7月まで及び同年10月から17年8月までは41万円、同年9月から19年10月まで及び同年12月から20年8月までは38万円、同年9月及び同年10月は36万円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、平成15年7月、16年1月、同年8月及び同年9月、並びに19年11月について、申立人から給与明細書の提出は無いものの、当該期間とその直後又は前後の期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が同額であることから、申立人は、当該期間においても、直後又は前後の期間

の給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと考えられる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、平成15年7月、16年1月、同年8月及び同年9月は41万円、19年11月は38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、上記の給与明細書により確認等できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書により確認等できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑥までについて、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間に係る賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、上記のとおり、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記給与明細書で確認できる保険料控除額から、申立期間②は5万円、申立期間③は20万円、申立期間④は24万4,000円、申立期間⑤は27万円、申立期間⑥は27万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑥までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記のとおり、当時の事業主は、当時の資料が無く詳細は不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間①のうち、昭和59年1月から同年3月までの期間、同年5月及び同年9月から60年1月までの期間は26万円、申立期間②のうち、平成元年7月から同年12月までの期間は41万円、2年1月から同年5月までの期間は36万円、同年6月から6年5月までの期間は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年6月から60年1月まで
② 平成元年6月から6年6月まで

申立期間の標準報酬月額が低い記録になっているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和59年1月から同年3月までの期間、同年5月、同年9月、同年11月、申立期間②のうち、平成元年8月、同年10月、同年12月から2年2月までの期間、同年4月から同年6月までの期間、同年8月、3年3月から同年5月までの期間、同年8月、同年9月、同年11月から4年2月までの期間、同年4月及び同年6月から6年4月までの期間については、申立人から提出された給料明細により、申立人は、26万円又は41万円の標準報酬月額に見合う給与を支給され、26万円から41万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額

の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給料明細において確認できる保険料控除額から、昭和59年1月から同年3月までの期間、同年5月、同年9月及び同年11月を26万円、平成元年8月、同年10月及び同年12月を41万円、2年1月、同年2月、同年4月及び同年5月を36万円、同年6月、同年8月、3年3月から同年5月までの期間、同年8月、同年9月、同年11月から4年2月までの期間、同年4月及び同年6月から6年4月までの期間を41万円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、昭和59年10月、同年12月、60年1月、申立期間②のうち、平成元年7月、同年9月、同年11月、2年3月、同年7月、同年9月から3年2月までの期間、同年6月、同年7月、同年10月、4年3月、同年5月及び6年5月について、申立人は、当該期間に係る給料明細を所持していないものの、前後の期間に係る給料明細において確認できる保険料控除額の状況及び銀行通帳等において確認できる給与支給額から判断すると、申立人は、昭和59年10月、同年12月及び60年1月において26万円、平成元年7月、同年9月及び同年11月において41万円、2年3月において36万円、同年7月、同年9月から3年2月までの期間、同年6月、同年7月、同年10月、4年3月、同年5月及び6年5月において41万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会したものの回答が得られないため不明であるが、申立人の給料明細等において確認あるいは推認できる保険料控除額又は報酬額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細等で確認あるいは推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和59年4月及び同年6月から同年8月までの期間については、申立人から提出された給料明細によると、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち、昭和50年6月から58年12月までの期間、申立期間②のうち、平成元年6月及び6年6月について、申立人は、当該期間に係る給料明細を所持しておらず、銀行通帳及び家計簿においても給与の振込額を確認できない上、上記のとおり、事業主の回答も得られないことから、当該期

間における申立人の保険料控除について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成21年7月及び同年8月について24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立期間①のうち、平成21年9月から22年3月までについて、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、41万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の22万円とされているが、申立人は、当該期間について、24万円又は26万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を21年9月及び同年10月は24万円、同年11月から22年3月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立人の申立期間②から⑤までに係る標準賞与額の記録については、申立期間②は12万1,000円、申立期間③は15万1,000円、申立期間④は17万6,000円、申立期間⑤は20万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 7 月から 22 年 3 月まで
② 平成 19 年 12 月 10 日

③ 平成 20 年 7 月 10 日

④ 平成 20 年 12 月 10 日

⑤ 平成 21 年 12 月 10 日

所持する給与支給明細書とねんきん定期便の記載を比較すると金額がかなり異なっている。過去 2 年分は修正してもらったが、申立期間①の給与及び申立期間②から⑤までの賞与については、差異があるので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成21年7月及び同年8月については、申立人から提出された給与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は当該期間において38万円又は41万円の標準報酬月額に見合う給与を支給され、24万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①のうち、平成21年9月から22年3月までについては、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、22万と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の24年5月8日に、22万円から41万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（41万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（22万円）とされているが、上記の給与支給明細書等により、申立人は当該期間において、38万円から47万円までの標準報酬月額に見合う給与を支給され、24万円又は26万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書等において確認できる保険料控除額から、平成21年9月及び同年10月は24万円、同年11月から22年3月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②から⑤までについては、申立人及びA社から提出された賞与明細書により、申立人は、20万円から35万円までの標準賞与額に見合う賞与を支給され、12万1,000円から20万1,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記の賞与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間②は12万1,000円、申立期間③は15万1,000円、申立期間④は17万6,000円、申立期間⑤は20万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険資格取得日は昭和48年3月1日、資格喪失日は同年6月1日であると認められることから、申立人の同社における資格取得日を同年6月2日から同年3月1日に、資格喪失日を同年9月27日から同年6月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月8日から同年6月1日まで
申立期間について、A社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録は、当該期間後の昭和48年6月2日から同年9月27日までとなっている。現在の記録を取り消し、申立期間に付け替えてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、並びに申立人がA社の後に勤務したB社から提出された人事カード(前職についても記載)及び申立人の履歴書から判断して、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、申立期間後の昭和48年6月2日から同年9月27日までの期間について、A社の厚生年金保険被保険者記録が認められ、当該期間については、重複して別のB社における被保険者記録も確認できるところ、申立人自身が、「A社に勤務したのは、申立期間における時期であり、B社と同時に勤務したことはない。A社では、1日に15時間ほども働いていたので、そもそもB社と重複して勤務できる状況にはなかった。現在の厚生年金保険の記録を取り消し、申立期間に付け替えてほしい。」と主張している上、上記人事カード及び履歴書から判断しても、申立人が当該時期に両社に同時に勤務していたとは考え難い。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同日(昭和48年6月2日)にA社において被保険者資格を取得(社会保険事務所(当時)に

おける届出処理日は申立人と同日の同年6月11日)している同僚については、同年10月3日付けで、被保険者資格取得日が同年3月1日に遡及して訂正されていること(訂正理由は不明)が確認できることを踏まえると、申立人の被保険者資格取得日についても、当該同僚と同じく、同年3月1日であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和48年3月1日、資格喪失日は同年6月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記昭和48年6月2日から同年9月27日までのA社における記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和48年2月8日から同年3月1日までの期間については、A社の複数の同僚が、雇用保険の被保険者資格取得日から1か月から2か月程度遅れて厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

また、申立期間当時のA社の事業主は、「当時の書類等は残っておらず、社会保険関係の事務は妻(既に死亡)が担当していたので、私は、何も分からない。」と回答していることから、当該期間の申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの期間及び53年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和53年4月から58年3月まで

時期は覚えていないが、自宅に来た役所の職員に勧められ、その場で夫と一緒に国民年金加入手続を行った。加入後の国民年金保険料は自宅に来ていた集金人に夫の分と一緒に納付していたことと、加入当初の保険料月額は一人分で100円か200円ぐらいだったことを覚えているので、申立期間①の保険料は納付していたはずである。また、夫の話では、納付時期や納付方法は覚えていないが、夫が60歳になった頃に、私の保険料として20万から30万円ぐらいをまとめて納付したことがあったとのことなので、申立期間②については保険料納付済みの期間があるはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅を訪れた役所の職員に勧められ、その場で夫と一緒に国民年金加入手続を行ったとしているものの、加入手続時期及び年金手帳の受領については覚えていないとしている上、申立人と一緒に加入手続を行ったとする夫も、当時のことは分からないとしていることから、申立人の加入手続状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年1月30日にA市B区で夫と連番で払い出されていることから、その頃に初めて夫婦の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、夫婦共に資格取得日を遡って36年4月1日（国民年金制度発足当初）とする事務処理が行われたものとみられる。この国民年金手帳記号

番号払出時期を基準とすると、申立期間①のうち、同年4月から38年9月までの国民年金保険料は時効により納付することができず、同年10月から40年3月までの保険料は過年度納付すること、及び同年4月から41年3月までの保険料は現年度納付することが可能であった。しかしながら、申立人は、加入後の保険料は自宅に来ていた集金人（国民年金推進員）に夫の分と一緒に納付していたとしているところ、同市では、過年度保険料は、集金人は取り扱っていなかったとしているほか、夫も申立期間①は未納とされていることから、申立人が申立期間①のうち、38年10月から41年3月までの保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立期間②については、申立人は、国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする夫は、自身が60歳になった頃に、申立人の保険料として20万から30万円ぐらいをまとめて納付したとしているところ、i) 保険料の納付時期、納付方法及び納付対象期間は覚えていないとしていること、ii) 夫の60歳到達月（昭和59年*月）を基準とすると、申立期間②のうち、53年4月から56年12月までの保険料は時効により納付することができず、57年1月から58年3月までの保険料は過年度納付することが可能であったものの、当該期間の保険料をまとめて納付した場合の保険料額は7万6,140円となり、夫が納付したとする保険料額とは相違することから、夫が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は、2期間で合計120か月となり、行政が長期間にわたり事務処理を続けて誤るとは考え難い上、オンライン記録、A市の国民年金保険料検認状況一覧票及び国民年金保険料過年度納付状況一覧表のいずれにおいても、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらず、これら記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から42年3月まで

夫が昭和40年4月頃に私の国民年金加入手続を行ってくれたと思う。加入後、それまで国民年金保険料を納付していた夫の分と一緒に私か夫が集金人（徴収員）に毎月一人100円ぐらいの保険料を夫婦二人分納付していた。申立期間について、夫は納付済みとされているのに、私は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続に直接関与しておらず、これを行ったとする夫は既に死亡しているほか、申立期間の保険料は、自身か夫が集金人（徴収員）に毎月夫婦二人分納付していたとしているものの、A町では、申立期間当時の保険料徴収方法は、3か月ごとに集金人による国民年金手帳を用いた印紙検認方式であったとしていることから、加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年7月18日にA町で払い出されていることから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って40年4月1日とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であった。しかしながら、同町では、過年度保険料は、集金人は取り扱っておらず、申立人も集金人以外に保険料を納付したこと、及び遡って保険料を納付した覚えは無いとしていることから、申立期間の保険料が過年度納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料は、自身か夫が夫婦二人分を集金人に

納付していたとしているほか、夫は申立期間の保険料は納付済みとされているとしているが、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、夫の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を昭和38年9月1日として44年5月6日にA町で払い出されていることから、その頃に初めて夫の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このため、夫は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、申立人又は夫が夫婦二人分の保険料を一緒に集金人に納付することはできなかったものと考えられる上、夫も申立期間の保険料は未納とされている。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年2月まで

私は、申立期間当時、学生でA市に居住していたため、B市に居住していた父親が平成3年頃に同市で国民年金加入手続を行い、口座振替又は納付書で毎年4月にまとめて1年分ずつ納付してくれていたと思う。父親は亡くなっているため詳しいことは分からないが、父親からは、私の保険料を納付していたと聞いており、二人分の保険料を納付していたことを示す父親の通帳もあるので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、申立期間当時は学生でA市に居住していたため、B市に居住していた父親が平成3年頃に同市で国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたと思うとしているところ、公簿によると、申立人の申立期間当時の居住地はA市とされている。国民年金加入手続は、制度上、住民票のある市町村で行うこととされていることから、父親がB市で申立人の申立期間に係る加入手続を行うことはできなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録によれば、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者加入状況等から、平成6年5月頃に初めてB市で行われたものと推認され、この加入手続の際に、学生が第1号被保険者として強制適用となった3年4月1日まで遡って国民年金被保険者資格を取得し、同時に5年3月22日に国民年金被保険者資格を喪失及び6年4月22日に国民年金被保険者資格を再取得する事務処理が行われたものとみられる。

このため、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であり、父親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、上記加入手続時期（平成6年5月頃）を基準とすると、申立期間のうち、3年4月から4年3月までの保険料については既に時効が成立していたことから納付することはできず、同年4月から5年2月までの保険料については過年度納付することが可能であったものの、申立人は遡って保険料を納付したことを父親から聞いた記憶は無いとしていることから、過年度納付することが可能であった当該期間の保険料を納付していたと推認できる事情までは見いだせないほか、B市の申立人に係る国民年金台帳においても、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

その上、申立人は、申立期間の保険料を納付していたことを示す資料として、父親の通帳（写し）を提出しており、同通帳によると、国民年金掛金として平成3年4月30日に10万5,390円、4年4月30日に11万3,590円といずれの年も1年前納した場合の国民年金保険料額が二人分引き落とされていることが確認できる。これら記載について、申立人は、3年については父親と母親の保険料かもしれないが、4年は父親と自身の保険料ではないかとしているものの、前述のとおり、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であったことから、父親が申立期間の保険料を上記振替日に口座振替により納付することはできず、両親に係る国民年金被保険者台帳及びオンライン記録における国民年金保険料の納付状況から勘案すると、同通帳から口座振替されている二人分の保険料は、いずれの年も、両親の保険料であったものと推認される。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3485 (事案 2444 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私は、20歳になった平成元年*月頃、将来のことを考え、国民年金に加入した。加入手続のことははっきりした記憶は無く、手続後に年金手帳を受け取った記憶も無いが、A市役所か社会保険事務所(当時)で行ったはずである。国民年金保険料は自宅に送付されてきた納付書により金融機関で納付していた。納付周期及び納付金額は覚えていないが、まとめて納付したこともあった。私の記憶では、同年4月から7年3月まで納付したと思っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、国民年金の加入手続時期及び加入手続場所についての記憶は明確ではなく、加入手続後に交付される年金手帳を受け取った記憶も無いとしているが、A市では当時、加入手続時に年金手帳を交付していたとしていることから、申立人の加入手続状況の記憶は曖昧であること、ii) オンライン記録及び同市の申立人に係る国民年金被保険者名簿共に、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、平成3年4月1日とされており、申立人が申立期間において国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる記録は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人が申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられること、iii) 申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく22年9月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて申立人が主張する内容は、当初の申立内容と変わらず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料及び情報の提出も無いことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7416（事案 4007、5614 及び 7180 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 42 年 12 月 1 日まで

申立期間中も継続して働いていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が 2 年以上も無いことに納得できないので、これまで 3 回申し立てたが、いずれも認められなかった。

今回、新たな資料は無いが、働いていたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、申立人が申立期間に引き続き A 社に勤務していたと主張したものの、i) 複数の同僚が、「申立人は、B 社設立時（昭和 37 年 9 月）から同社の店長をしており、婚姻（40 年 5 月 * 日）後は、同社で主体的に勤務するようになった。」と証言していること、ii) B 社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できないこと、iii) 同僚の一人が、「私も A 社及び B 社の両方の会社に勤務していたが、申立人と同じ頃から同社で主体的に勤務するようになった。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該同僚も、申立人と同日（40 年 5 月 1 日）に A 社の厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できること、iv) 当時の同社の事業主（申立人の父）及び B 社の事業主（申立人の母）共に既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 7 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る 2 回目の申立てについては、申立人は、「前回の決定は、妻の証言を無視して、他の同僚の証言のみを採用している。私は同僚によく思われていなかったもので、同僚の証言を根拠に訂正を認めないということは

納得できない。」などと主張したものの、申立人と同日にA社の被保険者資格を喪失している上記同僚から再度聴取しても、「以前話したとおり、私も申立人も昭和40年5月頃からB社で主体的に勤務するようになった。申立人の父であるA社の社長が、B社で主体的に勤務する者はA社の被保険者資格を喪失させたのではないかと思う。申立期間に保険料が控除されていたかどうかは記憶に無い。」と証言しており、申立人から新たな資料等の提出も無いことから、既に当委員会の決定に基づく平成23年4月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立期間に係る3回目の申立てについては、申立人は、「申立てが認められないことに納得できない。厚生年金保険の記録が2年以上も抜けているが、申立期間中も継続して働いていた。新たな資料は無いが、申立期間に働いていたことは間違いない。」などと主張したものの、当該主張のみでは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない上、複数の同僚に再度聴取しても、申立人が申立期間も継続してA社又はB社のどちらかに勤務していた旨の証言は得られるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる証言は得られないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成24年2月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「申立期間中も継続して働いてきたので、厚生年金保険の記録が2年以上も無いことに納得できない。これまでに、私の兄弟にも聞き取り調査が及んだようだが、兄弟の証言は信用できない。」などと主張して、再度申立てを行っている。

しかしながら、申立人の兄弟以外の同僚に聴取しても、申立人の主張を裏付ける証言が得られないことについては、既に、これまでに通知したとおりであり、そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 2 日から 61 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」及びB社から提出された「社員番号簿」により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所でなかったことから、同社の従業員は、同社が適用事業所となる平成 14 年 7 月 1 日までは、便宜上、既に適用事業所となっていたB社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていた状況がうかがえるものの、A社及びB社の事務担当者は、「当時の資料を保管していないため、申立てどおりの届出及び保険料納付については分からない。」と証言している。

また、B社から提出された「社員番号簿」に記載されている同僚について、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない者が存在することから、申立期間当時、A社及びB社では、全ての従業員を対象として厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いはしていなかったことがうかがえる。

さらに、B社が加入するC健康保険組合は、「申立期間当時の記録に、申立人の名前は無い。」と回答している。

加えて、B社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月 1 日から 51 年 2 月 8 日まで
昭和 52 年 6 月 13 日に脱退手当金が支給された記録となっているが、手続した覚えは無く、脱退手当金を受け取った覚えも無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書は、昭和52年5月14日に申立人の申立期間に係るA社B支店を管轄する社会保険事務所（当時）で受付され、申立人の署名、押印、及び申立人が証言する当時の住所地の記載があり、当該社会保険事務所では、脱退手当金裁定伺を作成して決裁を得るなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該裁定請求書の受付日から約1か月後の昭和52年6月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。